

〈合評会〉川瀬和也『全体論と一元論——ヘーゲル哲学体系の核心』（晃洋書房, 2021）第Ⅱ部

久富 峻介

**はじめに——本稿の扱う範囲と対象について**

本稿では、川瀬和也氏（以下、著者と表記する）の『全体論と一元論——ヘーゲル哲学体系の核心』（以下、本書と表記する<sup>1</sup>）のうち、第Ⅱ部「経験に開かれた体系」を中心に取り上げ、その内容を紹介するとともに、いくつかの論点を呈示したいと思う。本書における著者の意図は、——タイトルから明らかのように——「反基礎づけ主義的な全体論と、主観と客観を分けない一元論」（6頁）的な哲学者としてのヘーゲルを示すことにある。このとき、著者に特徴的なアプローチは、英語圏の研究から生まれた分析哲学的なストリームの意義を重視し、現代哲学の問題圏でヘーゲルの思想的な意義を問い直そうとしていることにあると言える。こうした視座は、本稿が取り上げる第Ⅱ部のキーワードのひとつである「経験」概念へのアプローチにも当然反映されている。本書の第Ⅱ部で主題となる「経験」は、より限定的な文脈で捉えられている。具体的には、「第一哲学としての形而上学」と自然主義との論争に対してヘーゲルが持つアクチュアリティを『大論理学』に即して示す際に、「経験」の概念に注目がなされる。「ヘーゲルは、第一哲学主義とも自然主義とも異なる、第三の立場をとっているはずだということになる。それゆえ、ヘーゲルの議論をたどることで、現代形而上学をめぐるこの論争に新たな展開をもたらすことも可能であるように思われる」（14頁）。よって、ここでは「経験」は主に自然科学、科学論との関連で論じられる。本書では、著者自身が強い拘りを見せているように、こうした問題を論じる際にもヘーゲルの思想が持つ「一元論的な」性格が強調されることが特に私たちの目を引く。

本稿は、本書の第Ⅱ部に沿うかたちで、以下の手順をとる。まず、第1節で議論の大まかな流れをまとめ、本書の要点を再構成する。次に、評者自身の見解と疑問点を列挙し、本書の争点となると思われるポイントを示す。

**1 節 本書第Ⅱ部の概要と主な論点**

**1.1 第5章「判断とその根拠」**

「経験に開かれた体系」と題された第Ⅱ部は、主として「自然科学」との関係という観点のもとで『大論理学』の読解がなされる。この第Ⅱ部は、5章「判断とその根拠」、6章「推論と経験科学」、7章「現象と法則」から構成され、それぞれの内容は『大論理学』「概念論」の「判断」論、「推論」論、そして「本質論」の「現象」論に対応している。以下で詳しく見ていくが、著者の狙いは、本来はア・プリオリな思考の規

---

<sup>1</sup> 以下、括弧内の数字は、本書のページ数を示す。

則(つまり、経験や認識の成立を可能にする思考の規則を扱う領域としての「論理学」)を論じていると考えられている判断や推論の原理のうちに、かえって〈経験的なもの〉が取り込まれていることを指摘し、それによって、ヘーゲルのうちに思考の原則論と経験科学的な思考との連続性が見られることを説明することにある。

まず、本書の第5章の内容から見ていこう。著者は、従来の「判断」章研究において——非常に奇妙なことなのだが——、ヘーゲルの「判断」論が「判断」そのものを主題としたものとして論じられてこなかったという経緯を踏まえ<sup>2</sup>、「判断」論を「判断」についての教説として再構成する。ヘーゲルの「判断」論では、「判断」が四つの形態に分類され、それぞれがさらに三つの類型に下位区分されるため、都合一二種類の判断のタイプが存在する。具体的には、①「現存在の判断(定在の判断)」<sup>3</sup>(「肯定判断」「否定判断」「無限判断」)、②「反省の判断」(「単称判断」「特称判断」「全称判断」)、③「必然性の判断」(「定言判断」「仮言判断」「選言判断」)、④「概念の判断」(「突然判断」「蓋然判断」「確然判断(必当然判断)」)、である。この読解に際して注意すべきは、これらの「判断」の外延、つまりそれが対象とする領域は、互いに重複しておらず、それぞれは独自の判断と見なされることである。こうした特質を持つ諸判断が、①から④へと順次展開していき、「推論」へと移行することに「判断」論の一般的な特色があると言える。著者の立場は、ヘーゲルの「判断」論の主眼が「判断を、それを正当化する根拠との関係で論じる」(120頁)ことにあったものだとする<sup>4</sup>。

著者は、ハレルソン(Kevin J. Harrelson)を読解のための参照軸として、それを批判的に乗り越えようとする。ハレルソンのテーゼは、以下の三つにまとめられる。(1)ヘーゲルは、「判断」に先立って、判断についての主語と述語についての存在論にコミットしている。(2)この存在論へのコミットメントとは、主語については「個物の同定がなされていること」、述語については「その使用を可能にする文脈」が判断に先立って存在していること、である。(3)ヘーゲルの「判断」論で分類された判断の類型は、それぞれきめ細かさ(nuanced)の異なる存在論を前提している。以上がハレルソンの考えである。たとえば、「このバラは赤い」という判断を例にとり、これまでの議論をまとめてみよう。この判断はもっぱら肯定判断としてのみ解され、肯定判断であるのと同時に単称判断でもある、ということではない。よって、この肯定判断は、単称判断をはじめとする他の判断類型とは異なる(重複しない)領域の判断を形成してい

<sup>2</sup> 著者は、主に日本で「判断」論が「判断」として理解されてこなかったことを指摘していると思われる。実際、本書が以下で参考している海外の研究では「判断」そのものが主題となっている。

<sup>3</sup> Daseinは、『大論理学』においては通常「定在」と訳されるが、著者は「現存在」とすべきだとするため、さしあたり本稿でもそれにならってDaseinを「現存在」とする(cf. 138頁)。

<sup>4</sup> 現代では、何かに対して判断を下すことを考える場合、それが認識論的文脈における「判断」なのか、道徳的な事柄についての「判断」であるのかを区別する必要があるが、著者によれば、ヘーゲルの「判断」論解釈においてはそうした区別は必ずしも要求されるものではないという(cf. 138頁)。

ると言える。ハレルソンが言っているのは、この判断の主語である「このバラ（は）」という個別的な存在者と、その存在者に帰属される「(～は) 赤い」という普遍的な性質（述語）とが判断に先立っているということであり、彼はそれを「存在論へのコミットメント」と呼んでいる。述語の存在論へのコミットメントとは、いささか理解が難しいが、ここでは、ある判断や述定に先立って「何らかの赤い色のものが存在する」という独立のコンテクストを持ったものが想定されること（を）意味している。ハレルソンの三つ目のテーゼは、ヘーゲルの判断の分類にはそれぞれ異なるタイプの存在論が対応することを主張しており、この差が「きめ細かさが異なる」ことの内実である。

著者はハレルソンのテーゼのうち、(1)と(2)は認めるものの、(3)のテーゼを退ける。著者が指摘する問題は、第一に、上述のように解し得るとはいえ、肝心の「きめ細かい」の意味が不明瞭な点である。第二に、たとえば肯定判断と単称判断との区別について、それらの判断の区別の違いが可能になる理由を（存在論のきめの細かさ）によって説明できないのではないかと、という点である。ハレルソンは、ヘーゲルの判断タイプの区別を「判断の根拠となる存在論の程度の差（＝「きめの細かさ」）に基づけて説明するが、著者は、この説明が不十分な説得力しか持たないことを指摘する。とりわけ、より複雑な判断形式が「よりきめ細かな」存在論に対応する、というテーゼには説得的な根拠がないことを著者は指摘する。このハレルソンの第三テーゼについての問題に関して、著者は次いでフリードリケ・シック（Friedrike Schick）の解釈を参照する。シックは、「現存在の判断」、「反省の判断」、「必然性の判断」、「概念の判断」のうち、後者の二つの判断がヘーゲルの本来の「判断」論と見なすべきだとし、前者二つと区別をする。それによって著者は、前者の「現存在の判断」と「反省の判断」が必ずしも「根拠」をともなっていない判断形式と理解できることを指摘し、したがってハレルソンの言うような「存在論へのコミットメント」が認められないと言う。以上を通して、ヘーゲルの「判断」論を「判断」の理論として理解するための議論の対象が、「必然性の判断」と「概念の判断」へと絞られる。

「必然性の判断」とは、類や種概念によって規定される判断である。たとえば、「バラは植物である」や「この指輪は金属だ」がこの「必然性の判断」に属する。著者が強調するのは、ヘーゲルが、ゲーテに与しつつ、選言判断の箇所で色を引き合いに出していることに「自然の全体を統一的な理論によって説明する」（131頁）という姿勢が読み取れることである。選言判断とは「AはBであるか、Cであるか」という形式をとる判断であるが、ヘーゲルはそれを色によって説明し、「色は、紫、藍、緑、黄色、オレンジ、赤であるか、のいずれかである」（GW12, 83）と述べている。さしあたり、「色」とは「類」を意味しているのだが、著者によれば、この「類」は「区別の原理」（130頁）として捉えられており、ヘーゲルにとってそうした原理としての「類」を理論化したものが、ゲーテの『色彩論』だったとする。そこから著者は、「必然性の

判断」の主張の本質が「自然の全体を根拠に持つ」（132頁）ことを説くことにあつたと解釈する。これに対して、「概念の判断」とは「当為」や「価値判断」に関わる判断である。たとえば、「～は良い」「～は適切だ」「～は悪い」などの述語づけが行なわれる判断がこれに該当する。家を主語にした場合、「概念の判断」においては、現にある家が「当為」としての家（つまり、私たちが身の安全を確保したり、生活の基盤を置いたりするのに適した、言わば〈理想形〉としての家）に合致しているかどうかを基準として「良い」「悪い」と言われ、構造的な欠陥を持つ家に対しては「この家は悪い」と判断される。この例からも明らかのように、「概念の判断」では、主語となる実際の事物と主語の概念の持つ規範とが判断の根拠となり、それは事実と概念的な規範とを照らし合わせることで下される判断である、とまとめることができる。以上によって、著者はシックに与するかたちで、「必然性の判断」と「概念の判断」が根拠をともなう判断であることを論証する。とはいえ、この結論はヘーゲルの「判断」章のうちにひとつの「分断」を設けることを意味し、これは、本来ヘーゲルは「判断」のもとに「現存在の判断」と「反省の判断」を含めるべきではなかったことまでを含意しているように思われる。だが、著者の理解によれば、これは「主観性」篇の構成を損なうものではない。その理由は、「概念の喪失の議論を引き継ぐ「判断」章の前半部では、そのような〔概念が相互に全体論的な連関のうちにあるという〕ネットワークが忘却された仕方での判断について論じられ、概念の回復へと向かう後半部では、そのようなネットワークが意識された判断について論じられる」（136頁）というかたちで解釈することによって、体系的な位置づけを正当化することができるからだとする。以上によって、「判断」章は「判断」そのものの分析の理論であることが示されるとともに、ハレルソンの「きめ細かさの異なる存在論へのコミットメント」というテーゼは退けられる。

著者が5章の「判断」章読解で際立たせているのは、何よりも「判断」の根拠の議論と経験科学との連関の強さである。たしかに、「判断」の分析は科学理論とイコールではない。しかしながら、著者は、ヘーゲルが色彩論のような科学的知見を取り込んでいることの意義を強調することで、「判断」論の意義を「判断」の分析にとどまらず、「判断」と経験科学との結びつきを示す議論としても評価しようとしている。

## 1.2 第6章「推論と経験科学」

次に「推論」章の解釈を中心とした6章の議論を見ていく。『大論理学』「推論」章は、「現存在の推論」（「第一格」「第二格」「第三格」「第四格」）、「反省の推論」（「全体性の推論」「帰納の推論」「類推の推論」）、「必然性の推論」（「定言推論」「仮言推論」「選言推論」）の三つのタイプ、十の推論から構成される。著者は、「推論」章において経験的・科学的な議論が重要な役割を演じていることを前面に押し出し、狭義の伝

統的な推論の枠組みに収まらない「推論」章の科学論的な側面を明るみに出そうとしている。その際、キーワードとなるのが「経験」であり、ヘーゲル論理学が経験に対してクローズドなものではないことを示すことが当面の課題となる。もちろん、ヘーゲル哲学は経験論的な立場ではないため、経験への評価は肯定的なだけということはない。ただし、それは否定的なだけでなく、むしろそこには積極的な意義を認めるべきだというのが著者の立場になる。著者が第6章で主題とするのは、日常的な経験ではなく、経験科学論である。そのために、著者は下田和宣の「追考 (nachdenken)」論を参照する。下田によれば、晩年のヘーゲルは、「追考」という方法論によって哲学と経験科学との協調的な道を呈示したのだという。著者はこの見解に同意しつつ、「追考」概念の確立以前にもそのような哲学と諸科学との融和的な思考が認められるのだと主張する。つまり、経験科学に対してオープンであったことが晩年のヘーゲルに固有なものではない、ということが争点となる。

著者は、このヘーゲル論理学と自然科学論の連関という問題が、現代の(分析的)形而上学と自然科学との関係の問題とパラレルな関係にあることを主張し、一度ヘーゲルを離れて、経験科学との関係という課題を現代の形而上学的論争からアプローチし直す。著者が示す見取り図にしたがえば、現代の形而上学には対立する二つの立場があり、一方は、形而上学は諸科学とは独立しており、それらに優越するとする「第一哲学主義」であり、他方は、形而上学もまた諸科学と同じように経験的な探究の一部門へと「自然化」すべきだという「自然主義」である<sup>5</sup>。問題は、「第一哲学主義」の主張から生まれる「形而上学と科学が関連するならば、それはいかにして可能なのか」という疑問である。そこで著者はタフコ (Tuomas Tahko) の議論を参照する。タフコによれば、形而上学と科学的探究は、相互に補完的な関係にあり、どちらかが他方に還元されるような営みではなく、「実在の本性を解明する」という点で、共働が可能である。このとき、自然科学は形而上学に「現実」(経験的なデータ)を提供し、逆に形而上学の方は自然科学にアクセスの範囲を定めてやるという仕方に関係しているのだという。しかしながら、タフコの理解には、形而上学は経験科学に先立って可能であるという「第一哲学主義」的な見方が維持されており、著者は、この立場は支持できないという。著者によれば、形而上学も自然科学も他方なしでは不可能であり、その意味で「根源的な相互依存性」(155頁)が認められねばならない。このことを私たちに示してくれるのが、「推論」章の議論なのだという。以上のような迂回路を通じて、ヘーゲル論理学と自然科学の関係に関する読解の方針が定められる。

それを受けて、まず「反省の推論」の「帰納の推論」と「類推の推論」が、経験を通じた推論の正当化のプロセスとして再構成される。『大論理学』では、「帰納の推論」

---

<sup>5</sup> 「自然主義」は多様な定義がなされ得る概念であるが、ここでは「仮説演繹法以上の正当化手続きの存在を否定し、「哲学が科学に先行しそれを基礎づける」という第一哲学的構想を退ける立場」を意味する(151頁)。

の限界がいわゆる「ヒューム問題」としてまとめられる。つまり、「黒いカラス」を複数集めてくることで、「カラスは黒い」という命題を推論したとしても、究極的にはその命題が蓋然的にしか正当化されないことに「帰納の推論」の限界がある。ヘーゲルはこの「蓋然性」を「主観的にとどまる」こととして呈示するが、その批判の眼目は、経験論によっては主観的な普遍性にしか到達することしかできないことにある。「類推の推論」についても同様のことが言える。すなわち、類推によって到達した命題もまた、客観的、普遍的な妥当性を確認することができないことにその限界を持っている。これらはいずれも、経験主義的な方法論の限界を示す議論として理解される。これに対して、著者が形而上学と経験科学との適切な共働関係の理論として評価するのが、次に登場する「必然性の推論」である。「定言推論」は、たとえば「銅は金属であり、かつ金属は電気伝導体である。ゆえに、銅は電気誘導体である」のような形式をとる推論である。「仮言推論」も「選言推論」も同様であるが、「必然性の推論」においては、「金属」や「色」など、主語が「類」として捉えられているかどうか重要である。そこから著者は、「色彩論や生物学のような科学的探究において解明された諸概念間の結びつきを踏まえて結論を導くような推論」（165頁）として、科学的探究の結果と形而上学的思考の関係の範例を見てとる。この点で、著者は『大論理学』が経験にオープンであることを指摘する。

### 1.3 第7章「現象と法則」

最後に、「概念論」からは離れて、経験科学が主題となる箇所として「本質論」の「現象」が取り上げられる。この「現象」論では、科学論の最たるものである「法則」論が論じられており、第Ⅱ部の「経験」概念というテーマとの連関が最も強い箇所のひとつである。したがって、課題はここでも、ヘーゲルの科学論的思考の再構成である。日本における『大論理学』の研究史では、『精神現象学』「意識」章との対比から法則論が論じられており、法則の概念が「法則 A」、「法則 B」とに分節化される。「法則 A」は、落下の法則といった個々の自然科学的法則論を意味しているのに対して、それとは区別される「法則 B」（『精神現象学』では「第二の法則」と呼ばれる）とは何であるのか、このことは必ずしも一致した見解に到達しているわけではない。たとえば、海老澤善一は「法則 B」を「電磁気力の法則」や「正義と不正」の関係の理論と同一視する。あるいは、高山守はそれを「矛盾の原理」のことだとし、「等しくないものが等しくなる」という「法則の崩壊」「崩壊の法則化」のことだと理解する。著者は、いずれの解釈も部分的にしか妥当しないとして退ける。そこで、本書はこの「法則 B」論の解釈を通して、ヘーゲルの自然科学論を浮き彫りにしようとする。

著者が「法則 B」の解釈に際して着目するのは、「証明（Beweis）」の概念である。著者は、「法則 B」が「証明と媒介を必要とする」とされることに注目し、『大論理学』

の「理念」篇と「イェーナ体系草稿Ⅱ」（1804/05年）を踏まえつつ、「証明」を、ある「定理に含まれる結合が必然的な結合」（181頁）であることを証示する働きであると解釈する。ここで本来問題となっているのは、ヘーゲルが「全体と部分」として呈示する〈法則〉と〈その契機〉との関係である。だが、著者は議論を拡張して、この結合を「法則の体系」の議論と見なしたうえで、諸法則の理論と解釈する。つまり、「法則の証明とは、諸法則の連関を示すことで、その法則の必然性を示すことだ」（同上）と考える。敷衍すれば、ある法則と他の法則との整合性を、全体論的な視点から見直すことを「証明」だとしていると言える。それによって「法則 B」論が、「全体論的な体系をなすものとして捉えられた法則」（同上）、「全体論的に理解された、諸法則の体系」（171頁）であるとする。著者のまとめるところによれば、これは「変動しつつ進展する科学的探究の全体」（183頁）を意味している。

## 2 節 第Ⅱ部の特徴と疑問点

本節では、簡単に、本書第Ⅱ部に対する私見を述べたうえで残されたいくつかの疑問点を呈示したい。

本書は難解な『大論理学』の叙述を平明な表現によって再構成している。日本語の『大論理学』の研究書が少ない現状を踏まえると、本書は広く読まれることが期待される。その際に本書は、ヘーゲルの議論により一般的な説得力を持たせるために、現代的な議論との接続を試みている点で特徴的であると言える。第Ⅱ部は、本書全体が掲げている「英語圏におけるヘーゲル研究」との連関が必ずしも強い箇所ではないが、その代わりに、現代の分析哲学との連関がより前面に現われている。他方で、第Ⅱ部の各セクションで行われる本書の位置づけがほぼ日本の研究に対するものに限定されているため、世界的な動向との関連でその位置づけを明確化できれば、より広いパースペクティブから本書の議論を捉えることができたように思う。

以下では、評者の見いだした細かな疑問点や問題点を挙げていきたい。まず、第5章「判断とその根拠」と第6章「推論と経験科学」に関連した問題点を挙示する。第一に、色彩論が「判断」論の論証のプロセスに登場することを理由にして、「自然の全体」（131頁）の理論が論理学に取り込まれている、と見なすのは適切かどうかという問題である。著者は、ゲーテの色彩論が自然現象についての理論であることを指摘しつつ、それが論理学に対して決定的に構成的な役割を果たしていることを主張している。しかしながら、色彩論が「経験科学一般」を代表していると言えるのか、そして論理学がそれを「共働関係」として取り込んでいることを完全に論証し得たのか、という点には疑問が残る。本書は、下田が論じたようなかたちでヘーゲルの直接的な言明からではなく<sup>6</sup>、「論理学における経験的なものの位置づけ」を、色彩論にまつわる

---

<sup>6</sup> 下田[2019]，第一部第一章を参照。

叙述を読み込んで浮き彫りにするという、間接的な証拠、傍証によるアプローチを採っている以上、もう少し強力な論証や証拠が必要であったように思われる。特に、本書の「推論」論読解を通じた主張が、「第一哲学主義」ではなく、両者の根源的な相互依存関係を説くことにあったことを踏まえれば、(明言されてはいないものの)著者は、「色彩論(自然科学の知見)無しではヘーゲルの「推論」的思考が不可能であった」、という若干強い主張にまでコミットしているように思われる。仮にそうだとすれば、このような結論を下すことが可能であるかどうかは、再考の余地があるように思う。

この問題に関連して、第二に、『大論理学』のヘーゲルは、〈「類」に注目しながら「経験科学」の重要性を説いた〉というよりも、むしろ逆に〈「経験科学」を用いながら「類」概念を論じた〉と解する方が適切ではないか、と思われる。たしかに、著者が明らかにしたように、「判断」論を「自然全体を説明できる信用に足る理論をその分類根拠として持つ」、「理論を根拠として持つ」(132頁)判断の理説と解することはできるだろう。とはいえ、それは「類-種-個」概念に即して「経験科学」論が展開されたことを意味するだろうか。主題の観点からすれば、かえって色彩論に即して「類-種-個」概念が呈示された、と見なすべきではないだろうか。たとえば、ヘーゲルは『大論理学』「根拠」章において、「根拠」を刑罰と犯罪者の関係によって説明しているが(cf. GW11, 310)、それは必ずしも「根拠」論が「法律論」ではないことと同様である。それは、ヘーゲルが「刑罰論」に即して「根拠」論を説いている、と考えるのが自然ではないだろうか<sup>7</sup>。第6章の論証についても同様に、「色彩論」や「生物学」(あるいは「鉱物学」)が例として登場していることをもって「推論」論や「判断」論が「経験科学」全般と関わっている、と見なしてよいのだろうか。ヘーゲルはたしかにこうした例を使ってはいるものの、「個別-特殊-普遍」の概念の方がやはり根源的な主題ではないか、という疑問が評者には生じた。第一と第二の疑問は、著者の言う「根源的な相互依存性」の内実をより適切に理解することができれば、回避し得る問題かもしれない。しかしながら、ヘーゲルの叙述の一部が色彩論<sup>8</sup>などに即するかたちで展開されたことと、思考と経験の連関の根源的な〈反基礎づけ主義的〉関係そのものとをまったく同一視してよいのか、という問題は依然として残るだろう<sup>9</sup>。いずれにしても、この主張にはもう少し丁寧な裏付けが本来は必要だったように評者には思われた。

<sup>7</sup> 他には、『精神現象学』において「類」が「生命」の持つ構造として登場するが、これがそのまま生物学や生命理論を意味するのではないのと同様である。「生命」であれ、「金属」であれ、「色」であれ、ヘーゲルはそれらの持つ概念的な構造「類-種-個」を展開していると考えべきではないだろうか。

<sup>8</sup> 『大論理学』の色についての叙述が、他ならぬゲーテとニュートンのものを受けているかどうかについても、確実ではないだろう。

<sup>9</sup> 著者は、ゲーテの色彩論とニュートンの光学の理論的な優劣関係について、「ゲーテがニュートンよりも優れているのは、類の規定性が「特殊化の原理」をなすからである」(131頁)と述べる。「類」が「区別の原理」であることを説いていた著者の考えを敷衍するならば、ニュートンの光学理論が(ヘーゲルが批判する意味で)まったく経験論的なものだ論証できて

第三に、第7章「現象と法則」についていくつか論点を示したい。著者が言うように、「現象」論は『精神現象学』にも『大論理学』においても論じられるテーマであり、それらの整合性や、ヘーゲルの「現象」論および「法則」論とはいかなるものか、ということは解釈上の大きな問題であると言えるだろう。評者もまた、海老澤や高山の『精神現象学』解釈には妥当性を欠いたものがあると考え、著者の見解には賛成する。本書では、『精神現象学』の「法則」論との関係が問題となっているが、このように先行研究では議論の見通しがついていないため、評者自身の見解を先に述べておきたい。

評者の理解では、海老澤、高山の議論は、『精神現象学』に特有の「感性的世界（＝経験的世界）」（＝①）と「超感性的世界」（＝②）の関係、および「転倒した世界」論にも及ぶような射程を持った解釈になっていないことが最大の問題であると思う。『精神現象学』のテキストから読み取れるのは、ヘーゲルが「第二の法則」と呼んでいるのは、先の①と②をともに構成的なモメントとして含んでいるような（包括的）世界のことである。本書が指摘したように、『精神現象学』の「法則」論は「無限性」の導出のための議論であるため、『大論理学』とは明確に異なり、「第二の法則」が「第二の超感性的世界」、「転倒した世界」、「無限性」と呼ばれる。この「第二の超感性的世界」は、何かの「法則」を体現しているのではなく、①と②を交替させるという意味で「第二の法則」と呼ばれていると考えるべきである。「交替」が「法則」であるとは、一見すると奇妙ではあるが、ヘーゲルに先駆けてカントやシラー、シェリングもまた「遊戯」構造にみられる交替を「法則」と呼んでおり、その限りでは理解不可能なものではない。むしろ、電気の法則や磁石の法則のような、いわゆる自然科学の法則だけを「法則」とすることの方が問題であろう。先の両者の解釈をはじめとする先行研究では、こうした観点が抜け落ちているように思われる。『精神現象学』の「法則」論が上述のような意味で解し得るのならば、著者が挙げる「法則 B」の条件〈それを構

---

いれば、それを斥けることも理論的には正当化されただろう。しかしながら、選言判断の「色は、紫、藍、緑、黄色、オレンジ、赤であるか、のいずれかである。〔だが、〕そのような選言には、その経験的でもある混合と不純さが直ちに看取され得る」（GW12, 83）という叙述の解釈から、本書はそのことを完全に論証できたのだろうか（評者には、この箇所が目目はニュートンの光学理論が経験的であることを批判することにあるのではなく、選言判断の根拠が「類」を参照せずに色を実際に目で見て確認するだけのような、判断の根拠が経験的なケースを批判した箇所のように思われた）。あるいは、ニュートンの光学が理論的に劣っている理由が別のところ（つまり、「区別の原理」の有無）にあるのならば、自然科学にも〈論理学に取り込まれ得るものとそうではないもの〉が存在することになる。そうだとすれば、それらに分ける「審級」は何であり、それはどこに見いだすべきなのか、ということがそのつど問題とならざるを得ないだろう。あるいは、形而上学と「共働」できない諸学問、理論も存在することなのだろうか。他の解釈の可能性としては、著者が自然科学と経験科学の本質を「類」、「区別の原理」、「特殊化の原理」に見ている可能性もあるが、本書ではそこまでは述べられていない。評者には、ニュートン光学の扱いかから生じた、この「審級」と、形而上学と自然主義の「根源的な相互依存性」とをどう整合的に理論化し得るのかについては疑問が残るように思われた。

成する各項は経験によって外部から取ってこられるのではなく、自らの内部で、自律的にその関係を規定するようなもの〉を充たすと考えられよう<sup>10</sup>。

以上のような見方が正しいとすれば、「科学的探究の全体」としての「第二の法則（「法則 B」）」は、『精神現象学』のものではなく、『大論理学』に固有の議論であるように思われる。これは、著者の解釈が正しいとすればの話である。しかしながら、本書の論証過程にはいくつかの問題点があるように見える。それは、「証明」の理解である。ヘーゲルにおいて「証明」は、相互に無関係に見える「部分」を、互いに全体的な関連のうちで関係する「モメント」にする働きを意味する<sup>11</sup>。つまり、あるひとつの法則のうちの契機という意味での「全体」と「部分」が問題となっており、典型的には、落下法則とその式の要素の関係が念頭に置かれている。これに対して、著者は、ある統一的な法則体系「全体」と、バラバラに見いだされた「諸法則」の関係の理論だと読み換えている。評者は、こうした解釈は必ずしも不可能ではないと考えるが、ヘーゲルの「証明」概念に〈法則どうしを全体のうちにモメント化する働き〉を求めることが解釈上許容できるかどうかに関しては、留保が必要であるように思う。このことを別言すれば、「定義」⇒「構成」⇒「証明」というヘーゲルの議論のうちに、「諸法則の体系化」を直接読み取ることは難しいのではないか、という疑問が残るのである。仮に、こうした解釈が可能であれば、もう少し慎重なステップへの分節化や、さらなる根拠づけが必要であったように思う。

最後に、第Ⅱ部のキーワードであった「経験」概念について評者が見いだした論点を示しておきたい。本書でも言及されているように、「経験」は曖昧で、指示することからの広い概念である。日常的な知覚の内容を示すこともあれば、本書が集中的に取り組んだように、「経験科学」的な「経験」を意味することもある。著者がとくに強い刺激を受けている下田の「追考」論もまた、哲学と経験的学問との親和的な関係を主張するものであると言えよう。このとき、下田がヘーゲルにとって「経験」の重要性が後期になってから浮上し、それにしたがって後期の「エンチクロペディ」体系のうちに取り込まれたと述べるのに対して、著者は「体系期」のヘーゲルにも、同様の方向性が見てとれるのだとする。評者の見るところ、両者はともに、ヘーゲル哲学が〈哲学以外の諸学問に対してオープンな思考であること〉を例証しようとしている。こうしたヘーゲル像は、最近では大河内泰樹が示しているものでもある<sup>12</sup>。本書が、そうした方向性に掉差すものとするならば、本書の「経験」概念がもっぱら「自然科学」に限定されていることは、問題含みであるように思われる。たとえ『大論理学』で色彩論のような例が多数用いられているのだとしても、その思想形成史を踏まえれば、ヘーゲルの哲学体系において自然科学の経験のみに特権的な重要性を認めることは奇

<sup>10</sup> 詳しくは、拙稿久富[2022]を参照されたい。

<sup>11</sup> 久保[2010], 224頁以下が平易にこの過程を説明している。

<sup>12</sup> 大河内[2019], 6-20頁。

妙なことのように映る。実際、先に挙げた下田や大河内は、必ずしも諸学問を自然科学のみに限定しているわけではない。したがって、自然科学的知見の重要性のみを強調し過ぎるならば、「経済」「法論」「歴史」といったものの位置づけが不当に格下げされることに繋がりがねないという懸念は、当然のことながら生じるだろう<sup>13</sup>。この問題は、著者がテーマとする〈ヘーゲル哲学のオープンさ〉の射程にも関わるだろう。さらに、それは『大論理学』以前のヘーゲルにおける思考と経験との関連についての洞察を不明瞭なものにすることにもなりかねない。もちろん、著者の主張は、そうした初期のヘーゲル思想の矮小化にまでは及んでいないのだが、もし著者が本書において『大論理学』研究の枠組みを越えて、新たなヘーゲル像を呈示しようとしているならば、より大きな視野で、ヘーゲル哲学を全体的に捉える可能性を確保しておくこともまた要求されるだろう<sup>14</sup>。そのときに鍵となるのが、「経験」概念の理解であるように評者には思われる。

本書第Ⅱ部の主要な議論は、2022年1月に刊行された新書（川瀬和也『ヘーゲル哲学に学ぶ考え抜く力』光文社新書、2022年）の第二章に、簡便なカタチで、別の角度から論述され直されている。こちらも本書と併せて参照することで、本書の理解がより促進されることが期待できよう<sup>15</sup>。

## 凡例

GW: Hegel, Georg Wilhelm Friedrich, *Gesammelte Werke*. In Verbindung mit der Deutschen Forschungsgemeinschaft, hg. von der Rheinisch-Westfälischen Akademie der Wissenschaften, Hamburg: Felix Meiner, 1968 ff. (直後の数字は巻数、頁数を示す。原文の隔字体(ゲシュペルト)は傍点で表わす。引用文中の〔亀甲括弧〕は引用者の挿入である。)

## 参考文献

Kervégan, Jean-François, Die systematische Stellung der Phänomenologie des Geistes in Violetta Waibel, Christian Danz und Jürgen Stolzenberg (hrsg.), *Systembegriffe um 1800-1809. Systeme in Bewegung (System der Vernunft. Kant und der Deutsche Idealismus, Band IV)*, Hamburg: Meiner, 2018, SS. 245-264.

大河内泰樹。「多元的存在論の体系——ノン・スタンダード存在論としてのヘーゲル「エンチュクロペディ」」、『思想』1137号、2019年、6-20頁。

久富峻介。「悟性が「無限性」の世界を把握できないのはなぜか?——「転倒した世界」を手引きとして」、『『精神現象学』をどう読むか』、社会評論社、2022年、45-68頁。

久保陽一。『生と認識——超越論的観念論の展開』、知泉書館、2010年。

下田和宣。『宗教史の哲学』、京都大学学術出版会、2019年。

---

<sup>13</sup> 以下が、本稿で挙げた日本の研究とは違う角度から、『精神現象学』を中心に同様のことを論じている。Kervégan [2018], SS. 245-264.

<sup>14</sup> 著者の対象テキストが『エンチュクロペディ』ではなく『大論理学』であるということが、こうした違いを生み出している要因であるとも考えられる。そうだとすれば、なぜ「論理学」において自然科学が他の諸学に対して特権的に扱われるのか、というさらなる疑問が生じるだろう。

<sup>15</sup> 本稿は、2021年12月10日に京都大学文学研究科西洋近世哲学史研究室において開催された本書の合評会の発表原稿に加筆、修正を加えたものである。